

新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域について

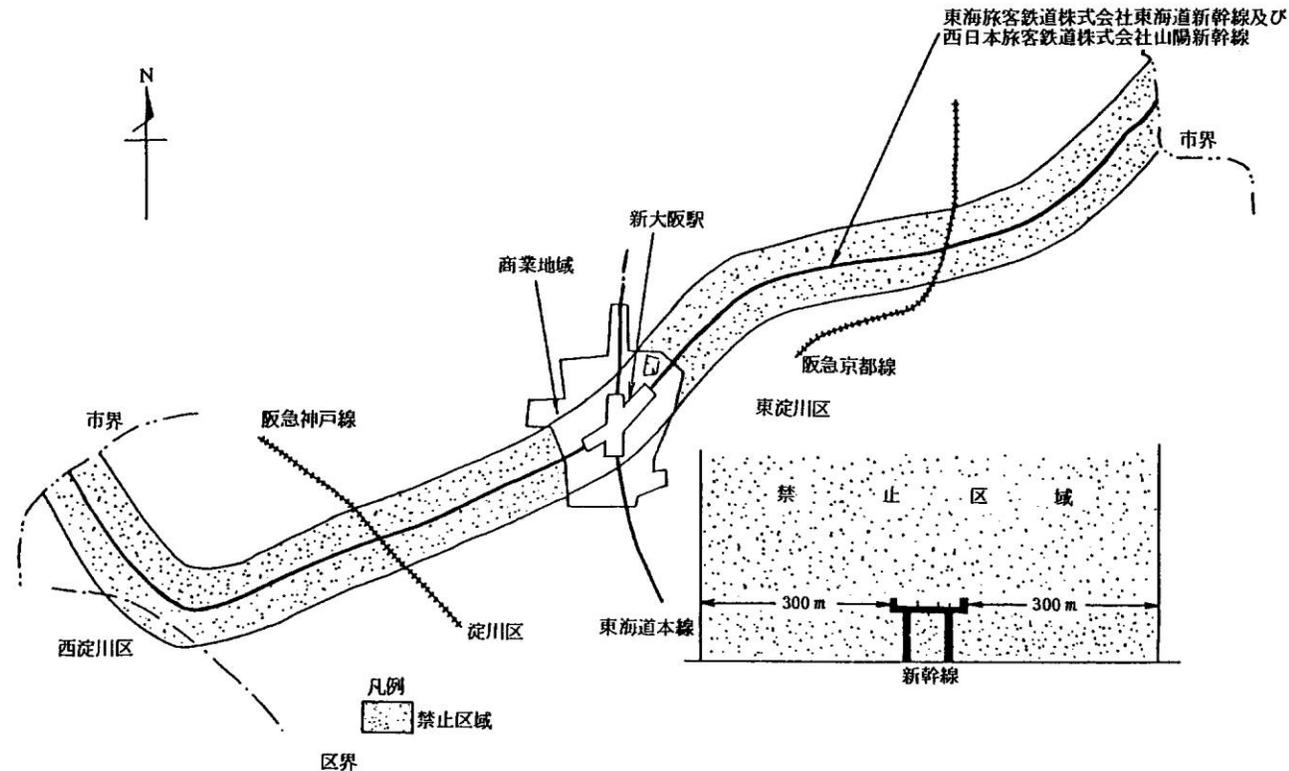
平成30年12月10日

大阪市屋外広告物審議会

1 禁止区域

東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線の大阪市境（東側）から新大阪駅をへて大阪市境（西側）までの区間で、鉄道路線用地から300メートルの範囲内にある区域。ただし、新大阪駅周辺の商業地域及び近隣商業地域はこの指定からのぞく。

東海旅客鉄道株式会社東海道新幹線及び西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線
沿線の広告掲出を禁止する区域図（条例第4条第1項第4号の規定に基づく指定）



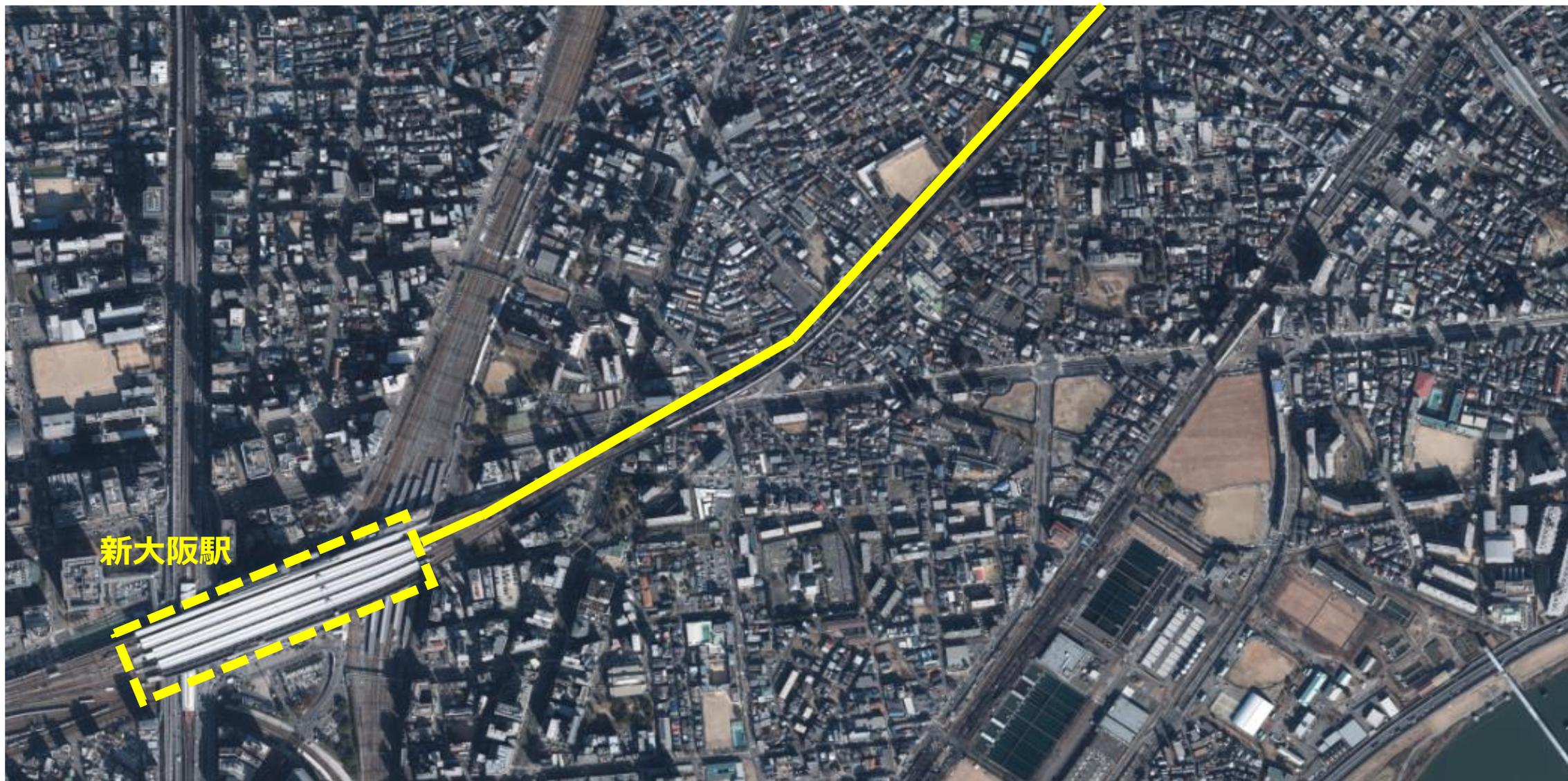
2 目的と経過

目的：野立広告の規制（建設都発第三〇号 昭和39年3月27日 都市局長通達）

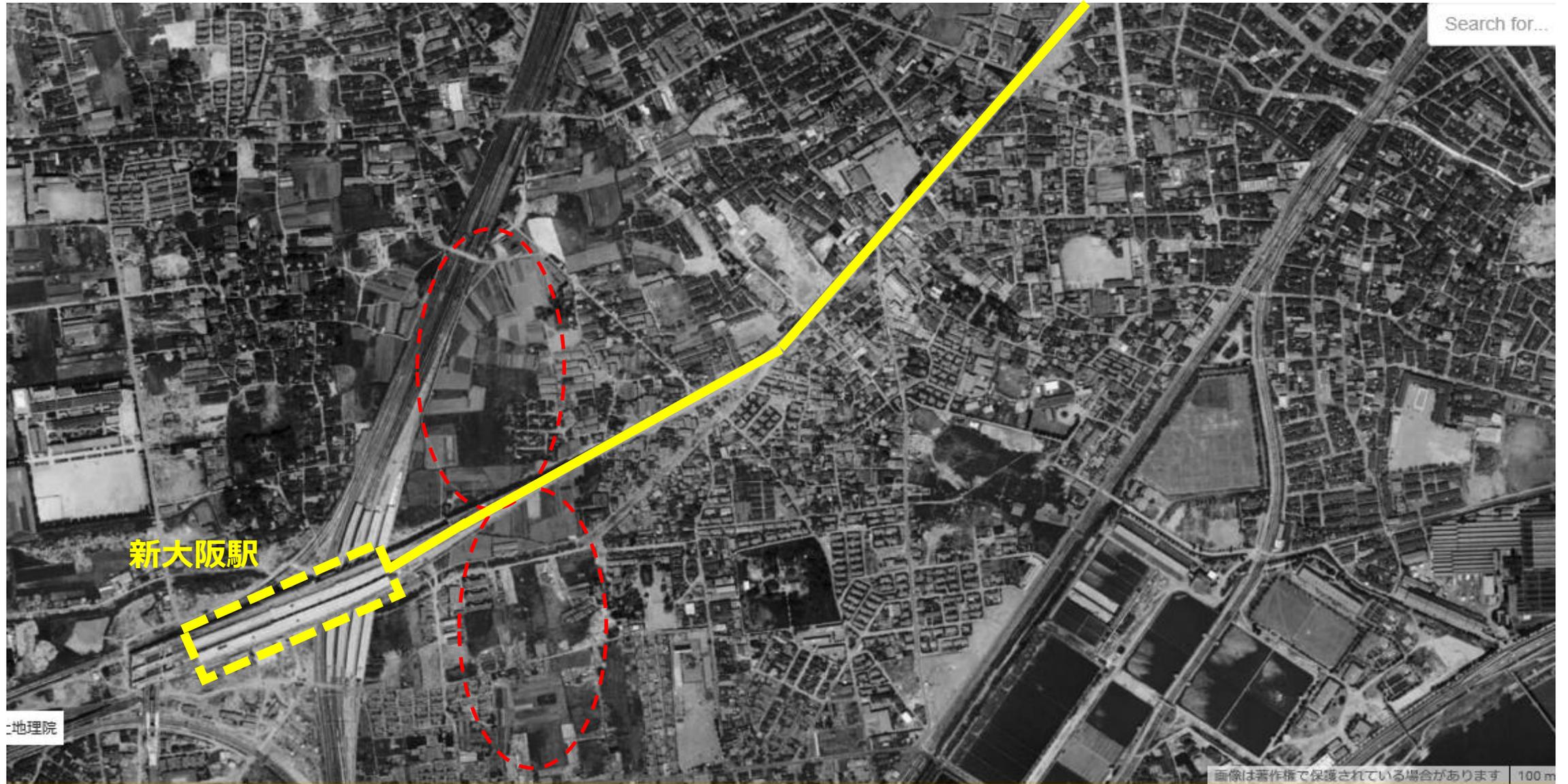
根拠規定：大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第4条第1項第4号

昭和39年10月1日	東海道本線（新幹線）東京－新大阪間開業
昭和41年9月16日	第2回屋外広告物審議会において審議
昭和42年1月5日	「東海道本線（新幹線）の <u>新大阪駅舎西端から大阪市境までの区間で、 鉄道路線用地から300mの範囲内にある区域</u> 」を、広告物を表示し、 または広告物を掲出する物件を設置することができない区域に指定
昭和47年3月15日	山陽本線（新幹線）開通
昭和48年10月16日	第7回屋外広告物審議会において審議
昭和48年11月15日	<u>新大阪駅舎西端より大阪市境側（西側）までの区間</u> を加えるとともに、 <u>新大阪駅周辺の商業地域及び近隣商業地域はこの指定から除外</u>

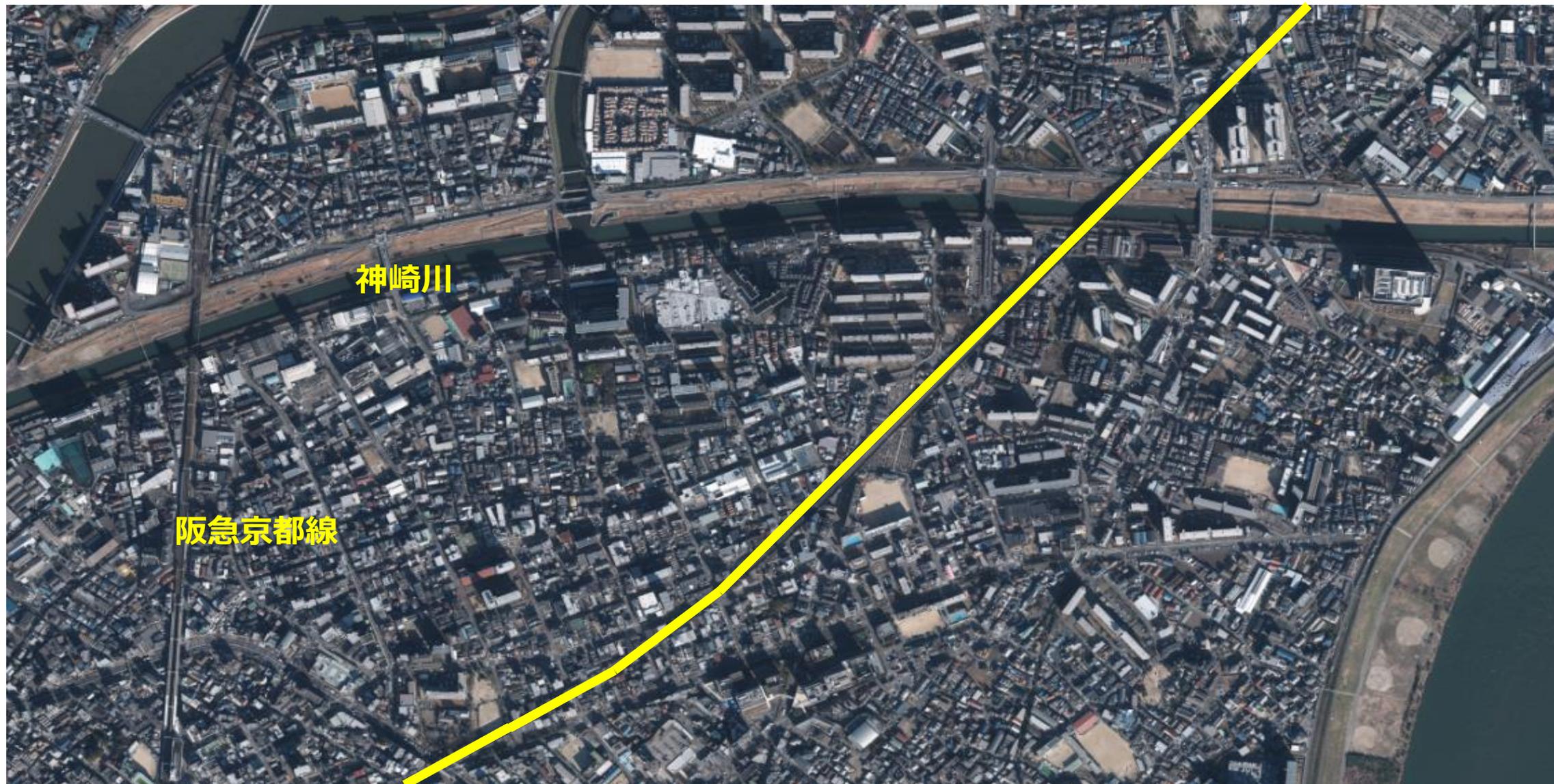
3 ①新大阪駅付近（現在の様子）



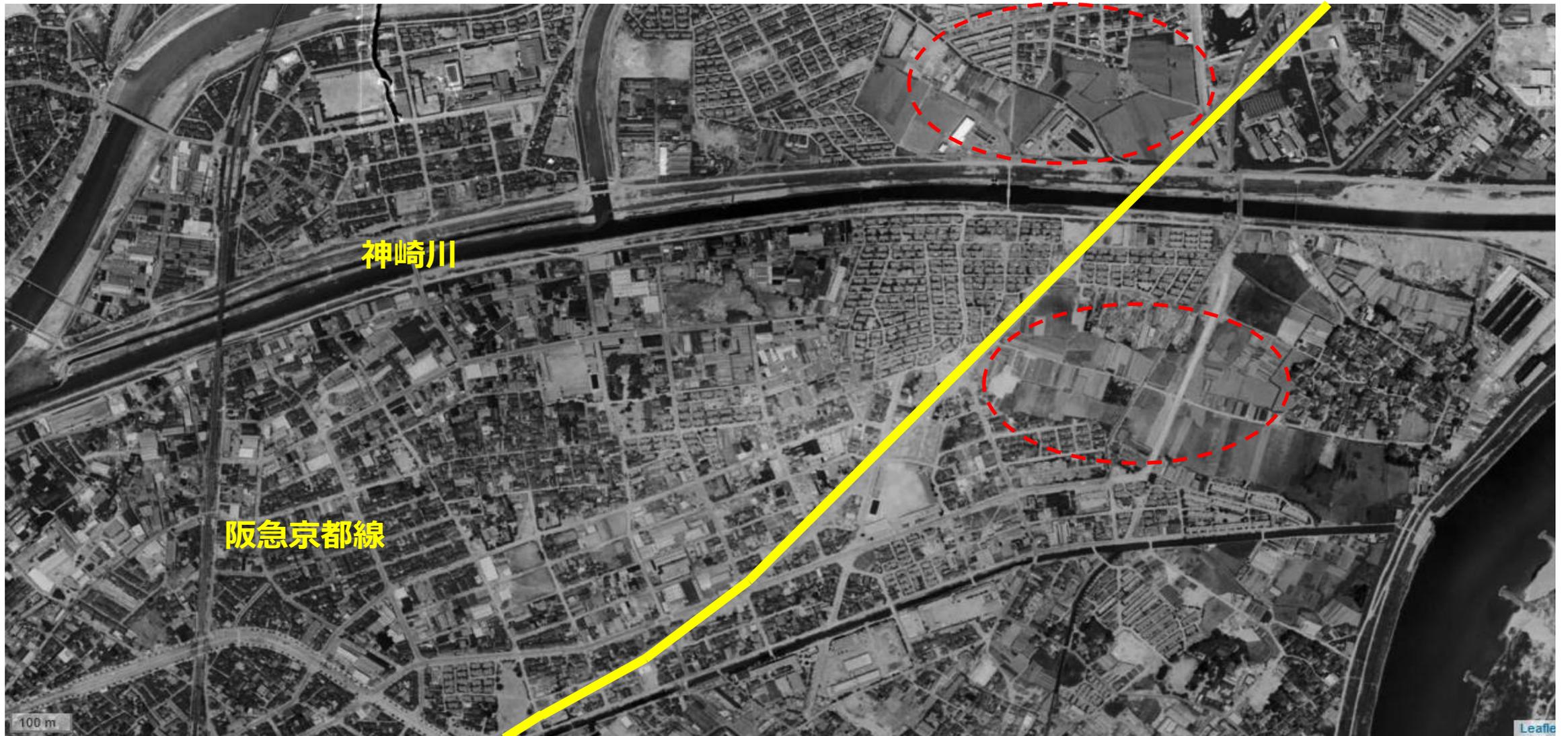
4 ①新大阪駅付近（昭和40年頃の様子）



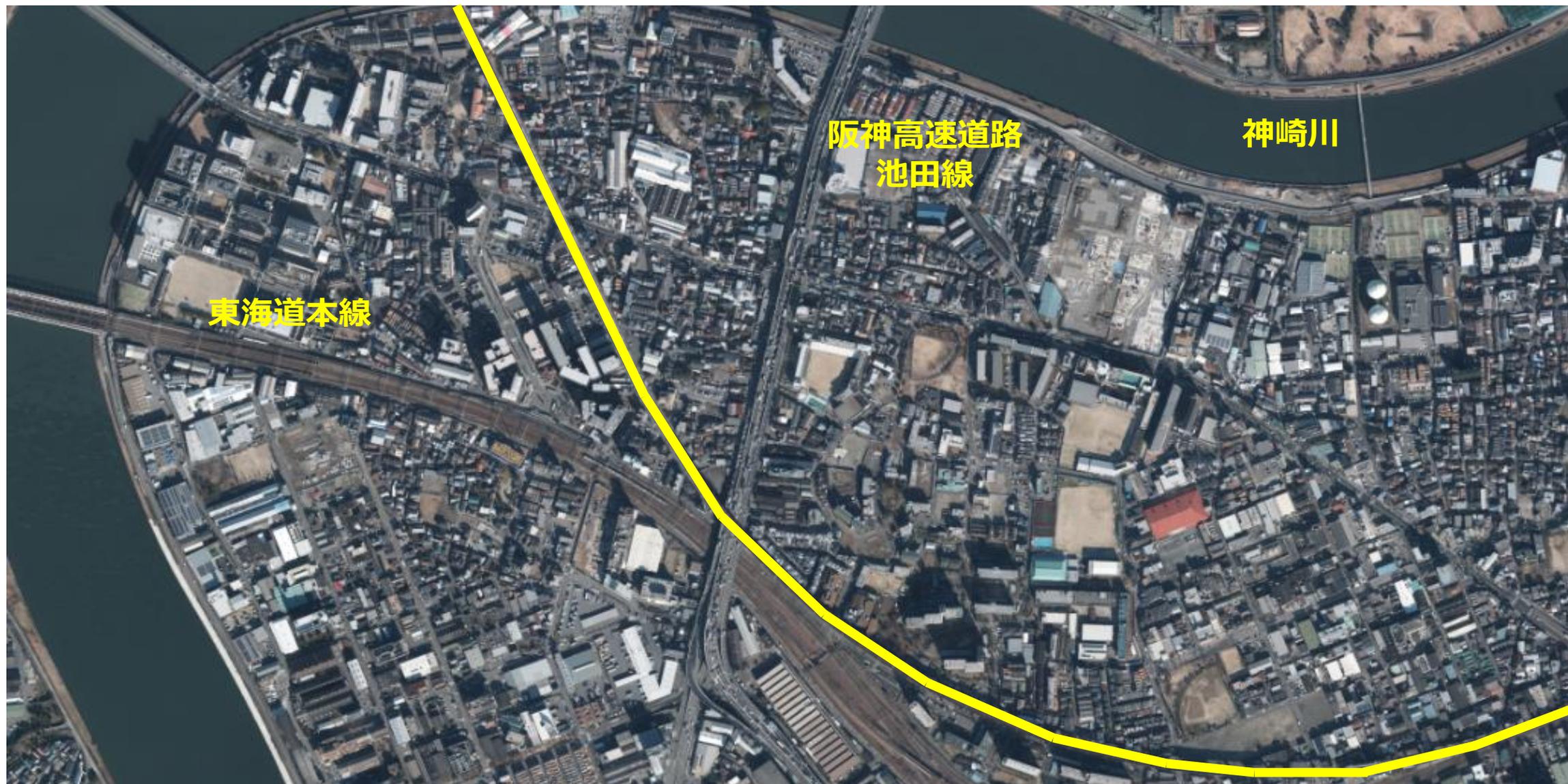
5 ②東淀川区付近（現在の様子）



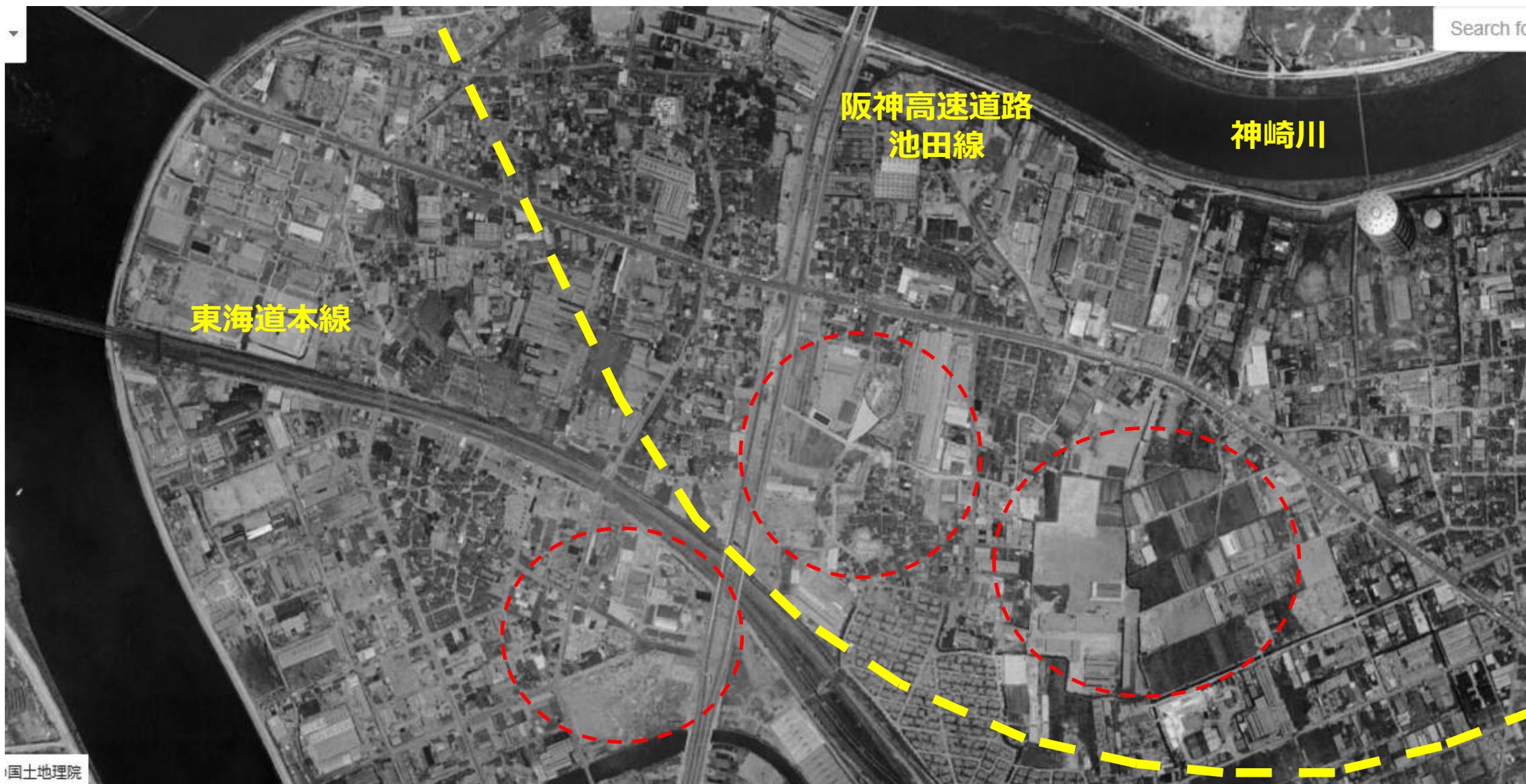
6 ②東淀川区付近（昭和40年頃の様子）



7 ③西淀川区付近（現在の様子）



8 ③西淀川区付近（昭和40年頃の様子）



9 他都市の状況

	条例規制の有無	エリア		野立広告物掲出の可否	備考
滋賀県	有	500m		一部可	道標・案内図板の類は可 総量・高さ・個数の制限あり
		1000m	－	可	相互間の距離・高さ・面積の制限あり
京都府	無	－	－	－	－
京都市	無	－	－	－	－
大阪府	有	500m	視認できる範囲のみ	一部可	線路からの距離100m以上で7m以内かつ高さ5m以内であれば非自家用広告物も掲出可能
高槻市	有	500m	視認できる範囲のみ	不可	
大阪市	有	300m (商業地域、近隣商業地域除く)	－	不可	すべての広告物の掲出不可
兵庫県	有	200m	－	一部可	道標・案内図板等 面積・高さ・相互距離等の制限あり
		1000m	－	可	面積・高さ・相互距離等の制限あり
尼崎市	無			－	－
西宮市	有	200m	視認できる範囲のみ	一部可	道標・案内図板等及び案内誘導広告物は可能
		1000m	視認できる範囲のみ	一部可	道標・案内図板等及び案内誘導広告物は可能
神戸市	無	－	－	－	－
明石市	有	200m	－	不可	野立広告物の掲出不可（適用除外なし）
		1000m	視認できる範囲のみ	一部可	一定規模以内の案内誘導広告物は可能
姫路市	有	200m	視認できる範囲のみ	不可	野立広告物の掲出不可（適用除外なし）
		1000m	視認できる範囲のみ	一部可	道標・案内図板 面積・高さ・相互距離等の制限あり

10 今後の方針（案）

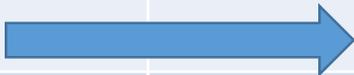
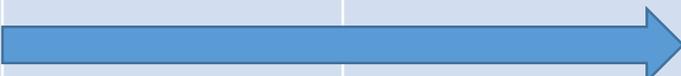
【現状の課題】

- 規制目的と実態に乖離がある。
 - ・新幹線沿線の市街化により、野立広告を設置できる余地がない。
 - ・防音壁や高層マンションの建設により新幹線から視認できる範囲が限られている。
- 事業者からの広告物設置要望がある。

【今後の方針（案）】

平成31年3月31日をもって、新幹線沿線の屋外広告物掲出禁止区域を廃止し、通常の許可地域として取扱うこととする。

1 1 今後のスケジュール

～	1 2月	平成31年1月	2月	3月	4月～
廃止手続き					
周知期間					
H P公表				